

答申書

平成22年6月23日

本庄市長 吉田信解様

本庄市情報公開・個人情報保護審議会
会長 田中輝好

平成22年5月31日付けで諮問のありました、下記諮問案件については、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	「災害時要援護者対象者の庁内関係課への情報提供及び外部組織に対する情報提供について」
分類	本庄市個人情報保護条例第10条第2項第6号
担当課	総務部 市民課 健康福祉部 福祉課 健康福祉部 介護いきがい課
審議日	平成22年6月18日

審議結果

1. 審議会の結論

総務部市民課、健康福祉部福祉課及び健康福祉部介護いきがい課が平成22年5月31日付けで諮問した「災害時要援護者対象者の庁内関係課への情報提供及び外部組織に対する情報提供について」は、本庄市個人情報保護条例第10条第2項第6号に規定する目的外利用・提供禁止の例外事項に該当することを認め、本件諮問について承認する。

また、同条第5項に規定する本人通知に関しても必要がないものと承認する。

なお、災害時要援護者情報は極めて重要な情報であるため、情報の管理には万全の保護措置を図ること。